

## 前回の復習

- 1 2024年度の国民負担率は約〇%。
- 2 2021年度社会保障給付費は、約〇兆円（うち年金が〇兆円、医療〇兆円、福祉その他〇兆円）。
- 3 地方公共団体の目的別歳出1位は〇〇費、性質別歳出1位は〇〇費。
- 4 地方公共団体の民生費の目的別歳出1位は〇〇費、性質別歳出1位は〇〇費。
- 5 2021年度国民医療費は過去最高の〇兆円。
- 6 診療種別国民医療費は、医科診療医療費が〇割。
- 7 国民一人当たりの国民医療費は約〇万円。
- 8 65歳以上の国民医療費は全体の〇割。
- 9 生活保護受給者、全国に200万人、〇万世帯。

## 令和2年 社会福祉法改正（令和3年4月～）

1. 地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する市町村の包括的な支援体制の構築の支援
2. 地域の特性に応じた認知症施策や介護サービス提供体制の推進
3. 医療・介護のデータ基盤の整備の推進
4. 介護人材確保及び業務効率化の取組の強化
5. 社会福祉連携推進法人制度の創設

### 第4条（地域福祉の推進）

地域福祉の推進は、**地域住民**が相互に人格と個性を尊重し合いながら、参加し、共生する地域社会の実現を目指して行われなければならない。

### 重層的支援体制整備事業 ～社会福祉法第106条の4～

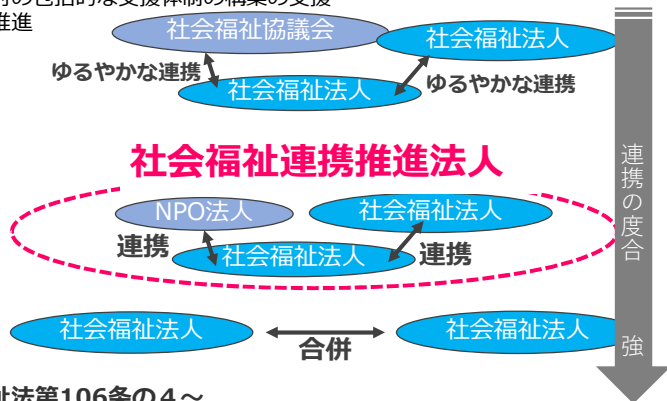
障害者、高齢者、児童、生活困窮者、老老介護、ダブルケア、8050問題、ゴミ屋敷、虐待問題・・・  
・市町村の任意事業

①包括的相談支援事業

②参加支援事業

③地域づくり事業

④アウトリーチ等を通じた継続的支援事業、⑤多機関協働事業、⑥支援プランの作成



## 社会福祉法106条（重層的支援体制整備事業）

○市町村は、地域生活課題の解決に資する包括的な支援体制を整備するため、厚生労働省令で定めるところにより、**重層的支援体制整備事業を行うことができる。**

○市町村は、重層的支援体制整備事業を実施するに当たっては、母子健康包括支援センター、地域包括支援センター、基幹相談支援センター・・・などと緊密な連携が図られるよう努めるものとする。

○市町村は、重層的支援体制整備事業を実施するときは「**重層的支援体制整備事業実施計画**」を策定するよう努めるものとする。

○重層的支援体制整備事業実施計画は、市町村地域福祉計画、市町村介護保険事業計画、市町村障害福祉計画、市町村子ども・子育て支援事業計画、その他の法律の規定による計画であつて地域福祉の推進に関する事項を定めるものと**調和が保たれたもの**でなければならない。

○市町村は、支援関係機関、委託を受けた者、地域生活課題を抱える地域住民に対する支援に従事する者その他の関係者により構成される「**支援会議**」を組織することができる。支援会議は、重層的支援体制整備事業の円滑な実施を図るために必要な情報の交換を行うとともに、地域住民が地域において日常生活及び社会生活を営むのに必要な支援体制に関する検討を行うものとする。

## 社会福祉連携推進法人（2022.11.29 福祉新聞）

**関東・甲信越**

都内初の社会福祉連携推進法人が4日、都から認定を受けた。名称は「社会福祉連携推進法人企業会」。高齢福祉事業を行う三つの社会福祉法人が参加する。スケールメリットを生かしつつ業務を効率化し、最少人数で最大の収益を目指す。連携推進法人は全国で5例目となる。

参加法人は東京都八王子市の一誠会（事業規模約11億）、岐阜県中津川市の五郎巴（約14億）、北海道釧路市の戸井福祉会（約3億）。

以前から協力関係にあり、災害時支援協定を結んで共同防災訓練も行ってきた。人材不足や福祉ニーズの多様化などへの対応が迫られる中、関係をより深化させて相乗効果を発揮しようと連携推進法人を立ち上げることにし、9月に一般社団法人格を取得した。業務は規定されている六つのノウハウを参加法人に提供することを目指す。一誠会の水野敏生常務理事は「各法人の理念は違っても連携推進法人の連携は図れる」と言っている。

入会金は100万円。会費は月10万円。今後参加法人の職員別々の額を決定する職員は2人で、一誠会の特別養護老人ホーム施設長（兼務）と新規に職員を採用する。

共栄会の土屋大一郎代表理事（五郎巴理事長）は「閉鎖的な組織ではなく、相互にメリットが期待される事業者に開かれた法人にした」とし、障害福祉事業を含む三つの社会福祉法人の参加も呼び掛け、それぞれの地域で幅広く福祉ニーズに応えられるようにする。（福祉新聞）

**都初の連携法人**  
経営の相乗効果発揮へ

### 社会福祉法 第11章「社会福祉連携推進法人」

第125条  
次に掲げる業務を行おうとする**一般社団法人**は、第二百七条各号に掲げる基準に適合する一般社団法人であることについての所轄庁の認定を受けることができる。

- 一 地域福祉の推進に係る取組を社員が**共同**して行うための支援
- 二 **災害が発生した場合**における社員（社会福祉事業を営む者に限る。次号、第五号及び第六号において同じ。）が提供する福祉サービスの利用者の安全を社員が共同して確保するための支援
- 三 社員が営む社会福祉事業の経営方法に関する**知識の共有**を図るための支援
- 四 **資金の貸付け**その他の社員（社会福祉法人に限る。）が社会福祉事業に係る業務を行うのに必要な**資金を調達**するための支援として厚生労働省令で定めるもの
- 五 社員が営む社会福祉事業の**従事者の確保のための支援及びその資質の向上を図るための研修**
- 六 社員が営む社会福祉事業に必要な**設備又は物資の供給**

第127条  
所轄庁は、社会福祉連携推進認定の申請をした**一般社団法人**が次に掲げる基準に適合すると認めるときは、当該法人について社会福祉連携推進認定をすることができる。

- 一 その設立の目的について、社員の社会福祉に係る業務の連携を推進し、並びに地域における良質かつ適切な福祉サービスの提供及び社会福祉法人の経営基盤の強化に資することが主たる目的であること。
- 二 社員の構成について、社会福祉法人**その他社会福祉事業を営む者又は社会福祉法人の経営基盤を強化するために必要な者として厚生労働省令で定める者を社員とし、社会福祉法人である社員の数が社員の過半数であること。**
- 三 社会福祉連携推進業務を適切かつ確実に行うに足る知識及び能力並びに財産的基礎を有するものであること。

第132条 **社会福祉連携推進法人は、社会福祉事業を行うことができない。**

**第34回 問題35**

次の記述のうち、社会福祉法における地域福祉の推進に関する規定として、適切なものを2つ選びなさい。

- 1 国及び地方公共団体は、関連施策との連携に配慮して、包括的な支援体制の整備のために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。
- 2 都道府県は、その区域内においてあまねく福祉サービス利用援助事業が実施されるために必要な事業を行うものとする。
- 3 都道府県社会福祉協議会は、その区域内における地域福祉の推進のための財源として、共同募金を実施することができる。
- 4 市町村は、子ども・障害・高齢・生活困窮の一部の事業を一体のものとして実施することにより、地域生活課題を抱える地域住民に対する支援体制等を整備する重層的支援体制整備事業を実施することができる。
- 5 市町村社会福祉協議会は、市町村地域福祉計画を策定するよう努めなければならない。

**模擬問題**

令和2年度の社会福祉法改正に関する次の記述のうち、適切なものを1つ選びなさい。

- 1 重層的支援体制整備事業は、都道府県が主体となって実施される。
- 2 重層的支援体制整備事業では、包括的相談支援、参加支援、地域づくり支援を一体的に提供する。
- 3 市町村は、重層的支援体制整備事業を実施するときは「重層的支援体制整備事業実施計画」を策定しなければならない。
- 4 社会福祉連携推進法人の社員には、NPO法人は含まれない。
- 5 社会福祉連携推進法人は、社会福祉事業を実施することができる。

## 社会福祉法の変遷（なぜ社会福祉法人ができたのか？）

1938年 社会事業法

戦前の福祉は自治体による公的な事業や民間に頼っていましたが、社会事業法の施行によって民間の社会事業に対して公費の助成が実現。救護法や母子保護法に基づく公的事業以外の社会事業に対して監督・助成を行うことが規定。

1946年 日本国憲法第89条「公の支配に属さない慈善博愛の事業には公金の支出はしてはならない」  
日本国憲法において、社会事業への公費助成が禁止に。

公私分離

第八十九条 公金その他の公の財産は、宗教上の組織若しくは団体の使用、便益若しくは維持のため、又は公の支配に属しない慈善、教育若しくは博愛の事業に対し、これを支出し、又はその利用に供してはならない。

1949年 GHQ「政府の私設社会事業団体に対する補助に関する件」

民間社会事業への補助金助成が禁止に。これにより財政難や不祥事などが多発し社会事業に対する社会的信用が低下

1950年「社会保障制度に関する勧告」民間社会事業の自主性を重んじ特性を生かすとともに特別法人制度の確立等によりその組織的発展を図り、公共性を高めるために公益法人から発展して創設されたのが社会福祉法人  
※公益法人の収益事業収益の非課税問題等

1951年 社会福祉事業法 措置委託制度が実現

・社会福祉法人

①公益法人が抱える税制上の課題を是正するため

②「社会保障制度に関する勧告」が提案した、「民間社会事業の自主性を重んじ、特性を活かす」ため

③日本国憲法89条で禁止されている「公金支出」を回避するため

・社会福祉事業（第一種、第二種）

2000年 社会福祉法 第二十二條この法律において「社会福祉法人」とは、社会福祉事業を行うことを目的として、この法律の定めるところにより設立された法人をいう。

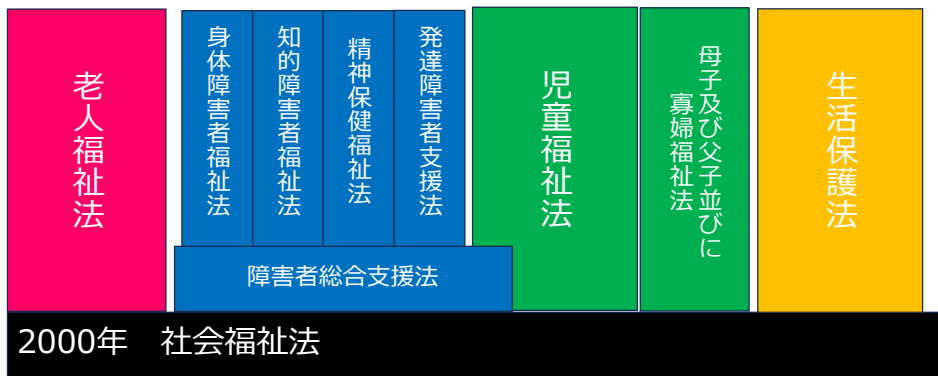
社会福祉基礎構造改革

（社会福祉事業、社会福祉法人、措置制度などの見直し）

2000年 高齢福祉分野で「措置から契約」へ

2003年 障害福祉分野で「措置から契約」へ

## 社会福祉法の変遷



1951年 社会福祉事業法

社会福祉事業の公共性を高め社会的信頼を得るために、民法の公益法人とは別個の特別法人を創設

※日本国憲法で民間社会事業への公金支出が禁止に（福祉は国の責任で）

→社会事業の社会的信頼が低下

1938年 社会事業法

民間の社会事業に対して公費の助成が実現  
行政による管理監督も強まる

**第29回 問題24**

社会福祉事業法制定時における社会福祉法人創設の趣旨に関する次の記述のうち、正しいものを1つ選びなさい。

- 1 社会福祉法人の公設民営の原則を徹底させるため。
- 2 公の指導監督を受けない民間組織として社会福祉法人を普及させるため。
- 3 社会福祉法人が社会福祉事業以外の公益事業を行うことを禁止するため。
- 4 社会福祉事業における収益性を強化するため。
- 5 社会福祉事業の公共性を高め社会的信頼を得るために、民法の公益法人とは別個の特別法人を創設するため。

**第31回 問題30**

社会福祉法に関する次の記述のうち、正しいものを1つ選びなさい。

- 1 第一種社会福祉事業の経営は、国・地方公共団体に限定されている。
- 2 2000年（平成12年）の社会福祉基礎構造改革の際に、社会福祉事業法の題名が改められたものである。
- 3 「社会福祉事業」を行わない事業者であっても社会福祉に関連する活動を行う者であれば、社会福祉法人の名称を用いることができる。
- 4 市町村に対して、福祉人材センターの設置を義務づけている。
- 5 国、地方公共団体と社会福祉事業を経営する者との関係を規定した「事業経営の準則」は、社会福祉法では削除された。

### 障害児者の所得保障制度（月額）

手当、年金	条件	～15歳	16～18歳	20歳～	所得制限	入所の場合	物価スライド制
児童手当	全ての児童	1～1.5万円 (子供の数による)			×	管理者に支給	×
児童扶養手当	ひとり親家庭	約4.3万円 (子供の数による)			○	×	○
特別児童扶養手当	障害児	1級 約5.1万円 2級 約3.4万円			○	×	○
障害児福祉手当	心身重度 重複障害	1.5万円			○	×	○
特別障害者手当	重度障害者			2.7万円	○	×	○
障害基礎年金	障害者			1級 約8.1万円 2級 約6.5万円	×	○	○

※母子生活支援施設の入所では支給される

### 児童手当（月額）

	～2024年9月		2024年10月～	
	第1子、第2子	第3子	第1子、第2子	第3子
0～2歳	15,000円	-	15,000円	30,000円
3歳～小学生	10,000円	15,000円	10,000円	30,000円
中学生	10,000円	-	10,000円	30,000円
高校生	-	-	10,000円	30,000円
所得制限	世帯年収960万円以上は5,000円に減額、1,200万円以上はなし		所得制限なし	





**第26回 問題141**

現行の児童手当制度に関する次の記述のうち、正しいものを1つ選びなさい。

- 1 児童手当は、児童の年齢にかかわらず同一の金額が支給される。
- 2 児童手当の支給に要する費用の一部には、事業主からの拠出金が充てられる。
- 3 児童手当は、児童が18歳に達する日以後の最初の3月31日まで支給される。
- 4 児童手当は、第3子の児童から支給される。
- 5 児童手当を受けようとする父母等は、都道府県知事の認定が必要である。

**第27回 問題53**

児童手当に関する次の記述のうち、正しいものを1つ選びなさい。

- 1 児童扶養手当が支給される世帯に対しては、児童手当は支給されない。
- 2 児童手当の支給には、所得制限が設けられている。
- 3 児童手当は、第2子から支給される。
- 4 児童手当の支給は、児童が小学校を修了するまでである。
- 5 児童手当の費用は、国と地方自治体が半分ずつ負担する。

## 第30回 問題55

児童手当、児童扶養手当に関する次の記述のうち、最も適切なものを1つ選びなさい。

- 1 児童手当の支給対象となる児童の年齢は、12歳到達後の最初の年度末までである。
- 2 児童手当の費用は、国と地方自治体が50%ずつ負担している。
- 3 児童手当の支給額には、物価スライド制が適用されている。
- 4 児童扶養手当の費用は、国が全額負担する。
- 5 児童扶養手当の支給対象となる児童の年齢は、障害がない子どもの場合、18歳到達後最初の年度末までである。

## 2023年度～こども基本法

### 第一条（目的）

この法律は、日本国憲法及び児童の権利に関する条約の精神にのっとり、次代の社会を担う全てのこどもが、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、その権利の擁護が図られ、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指して、社会全体としてこども施策に取り組むことができるよう、こども施策に関し、基本理念を定め、国の責務等を明らかにし、及びこども施策の基本となる事項を定めるとともに、こども政策推進会議を設置すること等により、こども施策を総合的に推進することを目的とする。

### 第二条（定義）

この法律において「こども」とは、心身の発達の過程にある者をいう。

2 この法律において「こども施策」とは、次に掲げる施策その他のこどもに関する施策及びこれと一体的に講ずべき施策をいう。

- 一 新生児期、乳幼児期、学童期及び思春期の各段階を経て、おとなになるまでの心身の発達の過程を通じて切れ目なく行われるこどもの健やかな成長に対する支援
- 二 子育てに伴う喜びを実感できる社会の実現に資するため、就労、結婚、妊娠、出産、育児等の各段階に応じて行われる支援
- 三 家庭における養育環境その他のこどもの養育環境の整備

### 第三条（基本理念）

こども施策は、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。

- 一 全てのこどもについて、個人として尊重され、その基本的人権が保障されるとともに、差別的取扱いを受けることがないようにすること。
- 二 全てのこどもについて、適切に養育されること、その生活を保障されること、愛され保護されること、その健やかな成長及び発達並びにその自立が図られることその他の福祉に係る権利が等しく保障されるとともに、教育基本法の精神にのっとり教育を受ける機会が等しく与えられること。
- 三 全てのこどもについて、その年齢及び発達の程度に応じて、自己に直接関係する全ての事項に関して意見を表明する機会及び多様な社会的活動に参画する機会が確保されること。
- 四 全てのこどもについて、その年齢及び発達の程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮されること。
- 五 こどもの養育については、家庭を基本として行われ、父母その他の保護者が第一義的責任を有するとの認識の下、これらの者に対してこどもの養育に関し十分な支援を行うとともに、家庭での養育が困難なこどもにはできる限り家庭と同様の養育環境を確保することにより、こどもが心身ともに健やかに育成されるようにすること。
- 六 家庭や子育てに夢を持ち、子育てに伴う喜びを実感できる社会環境を整備すること。

### 児童権利条約第12条

締約国は、自己の意見を形成する能力のある児童がその児童に影響を及ぼすすべての事項について自由に自己の意見を表明する権利を確保する。この場合において、児童の意見は、その児童の年齢及び成熟度に従って相応に考慮されるものとする。

「子どもには、望み、願い、要求する権利があり、成長する権利とそして成熟する権利、また、その達成によって果実をもたらす権利がある。」



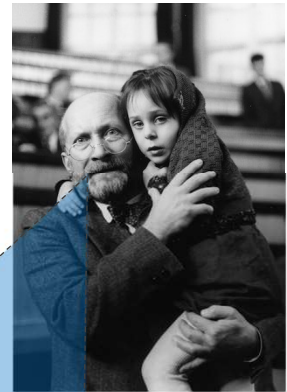
コルチャック先生



## ヤヌシュ・コルチャック 職業：小児科医、児童文学作家

- 1878年 ポーランドのワルシャワに生まれる
- 1911年～ユダヤ人孤児院「ドム・シェロト」院長
- 1940年～ナチス強制収容所へ

作家として著名だったことで、各国ユダヤ人実力者から救いの手が伸びたが、子供たちと運命を共にすることを選ぶ



子供たちは全員銃殺され、コルチャックはその銃殺を最後まで見届けることを強要された後、最後に自身も銃殺された（引用：Wikipedia）

「百人の子どもは百人の人間だ。それは、いつかどこかに現れる人間ではない。まだ見ぬ人間でもなく、明日の人間でもなく、すでに今、人間なのだ。小っちゃな世界ではなく、世界そのものなのだ。小さな人間ではなく、偉大な人間。無垢な人間ではなく、人間的な価値、人間的な美点、人間的な特徴、人間的な志向、人間的な望みを確かに持った存在なのだ。」

「子どもは尊敬され信頼するに値し、友人としての関係に値するということだ。そして、優しい感性と陽気な笑い、純真で明るく愛嬌のある喜びを我々は彼らとともにすることができるということ。この仕事は、実りある生きいきとした、美しい仕事である。」

（出典：「コルチャックと「子どもの権利」の源流」塚本智宏 著）

### 第32回 問題137

次のうち、子どもの権利に関する先駆的な思想を持ち、児童の権利に関する条約の精神に多大な影響を与えたといわれ、第二次世界大戦下ナチスドイツによる強制収容所で子どもたちと死を共にしたとされる人物として、正しいものを1つ選びなさい。

- 1 ヤヌシュ・コルチャック（Korczak, J.）
- 2 トーマス・ジョン・バーナード（Barnardo, T.J.）
- 3 セオドア・ルーズベルト（Roosevelt, T.）
- 4 エレン・ケイ（Key, E.）
- 5 ロバート・オーウェン（Owen, R.）

**第30回 問題138**

児童が「自由に自己の意見を表明する権利を確保する」と明記しているものとして、正しいものを1つ選びなさい。

- 1 児童福祉法
- 2 児童の権利に関する条約
- 3 児童虐待の防止等に関する法律
- 4 児童権利宣言
- 5 児童憲章

**第29回 問題138**

「児童の権利に関する条約」に関する次の記述のうち、正しいものを1つ選びなさい。

- 1 第一回ホワイトハウス会議で採択された。
- 2 日本政府は、この条約を批准するための検討を進めている。
- 3 児童の権利を、能動的権利と受動的権利に関する節に分けて規定している。
- 4 「児童とは、20歳未満のすべての者をいう」と規定している。
- 5 「自由に自己の意見を表明する権利の確保」について規定している。



## 2023年度～こども家庭庁&こども基本法

	幼稚園	保育所	認定こども園
種別	学校	児童福祉施設	幼保連携型、幼稚園型、保育所型
根拠法	学校教育法	児童福祉法	認定こども園法
管轄	文部科学省	厚生労働省 → <b>こども家庭庁</b>	内閣府 → <b>こども家庭庁</b>
対象	満3歳～就学前	0歳～就学前	0歳～就学前
営業時間	4時間	8～11時間	4～11時間

法律	国	都道府県	市町村
こども基本法	こども大綱 (義務)	都道府県こども計画 (努力義務)	市町村こども計画 (努力義務)
子ども・若者育成支援推進法	子ども・若者育成支援推進大綱 (義務)	都道府県子ども・若者計画 (努力義務)	市町村子ども・若者計画 (努力義務)
子どもの貧困対策推進法	大綱 (義務)	都道府県計画 (努力義務)	市町村計画 (努力義務)

＜こども基本法＞

第十条 都道府県は、こども大綱を勘案して、**都道府県こども計画を定めるよう努めるものとする。**

2 市町村は、こども大綱（都道府県こども計画が定められているときは、こども大綱及び都道府県こども計画）を勘案して、**市町村こども計画を定めるよう努めるものとする。**

3 都道府県又は市町村は、都道府県こども計画又は市町村こども計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

4 都道府県こども計画は、子ども・若者育成支援推進法第九条第一項に規定する**都道府県子ども・若者計画**、子どもの貧困対策の推進に関する法律第九条第一項に規定する**都道府県計画**その他法令の規定により都道府県が作成する計画であってこども施策に関する事項を定めるものと**一体のものとして作成することができる。**

5 市町村こども計画は、子ども・若者育成支援推進法第九条第二項に規定する**市町村子ども・若者計画**、子どもの貧困対策の推進に関する法律第九条第二項に規定する**市町村計画**その他法令の規定により市町村が作成する計画であってこども施策に関する事項を定めるものと**一体のものとして作成することができる。**

これらは3つは一体のものとして策定できる

これらは3つは一体のものとして策定できる

＜福祉計画＞	作成義務	市町村		都道府県		国	一般事業主	監視	根拠法
地域福祉（支援）計画		H30～努力義務	H30～努力義務			一体として策定しなければならない			社会福祉法
介護保険事業（支援）計画	3年	<input type="checkbox"/> 都道府県知事に提出	<input checked="" type="checkbox"/> 厚生労働大臣に提出			適合性の確保が保たれたものでなければならない			介護保険法
老人福祉計画	有	都道府県知事に提出	厚生労働大臣に提出			調和の保たれたものでなければならない			老人福祉法
障害者計画	有	合議制の機関（任意設置）を設置している場合その意見を聞かなければならない	合議制の機関（必置）の意見を聞かなければならない		内閣総理大臣が障害者基本計画を策定			内閣府障害者政策委員会	障害者基本法
障害福祉計画	3年	3年ごとの策定義務 都道府県知事に提出 合議制の機関（任意設置）を設置している場合その意見を聞かなければならない	3年ごとの策定義務 厚生労働大臣に提出 合議制の機関（必置）の意見を聞かなければならない、さらに協議会（任意設置）の意見を聞くよう努めなければならない					市町村・都道府県が調査分析評価	障害者総合支援法
障害児福祉計画	3年								児童福祉法
子ども・子育て支援事業計画	5年	都道府県知事に提出	内閣総理大臣に提出		国が基本計画（指針）を定める				子ども・子育て支援法
次世代育成支援のための行動計画	※	5年ごとに策定することができる（任意）	5年ごとに策定することができる（任意）		主務大臣が指針を策定		※従業員101人以上は義務		次世代育成支援対策推進法
医療計画	6年	無	H30～6年毎 厚生労働大臣に提出						医療法
		<input type="checkbox"/> 市町村計画	<input checked="" type="checkbox"/> 都道府県計画						医療介護総合確保推進法
医療費適正化計画	6年	無	H30～6年毎 厚生労働大臣に提出		H30～6年毎（計画+指針）				高齢者医療確保法
健康増進計画		努力義務	義務						健康増進法

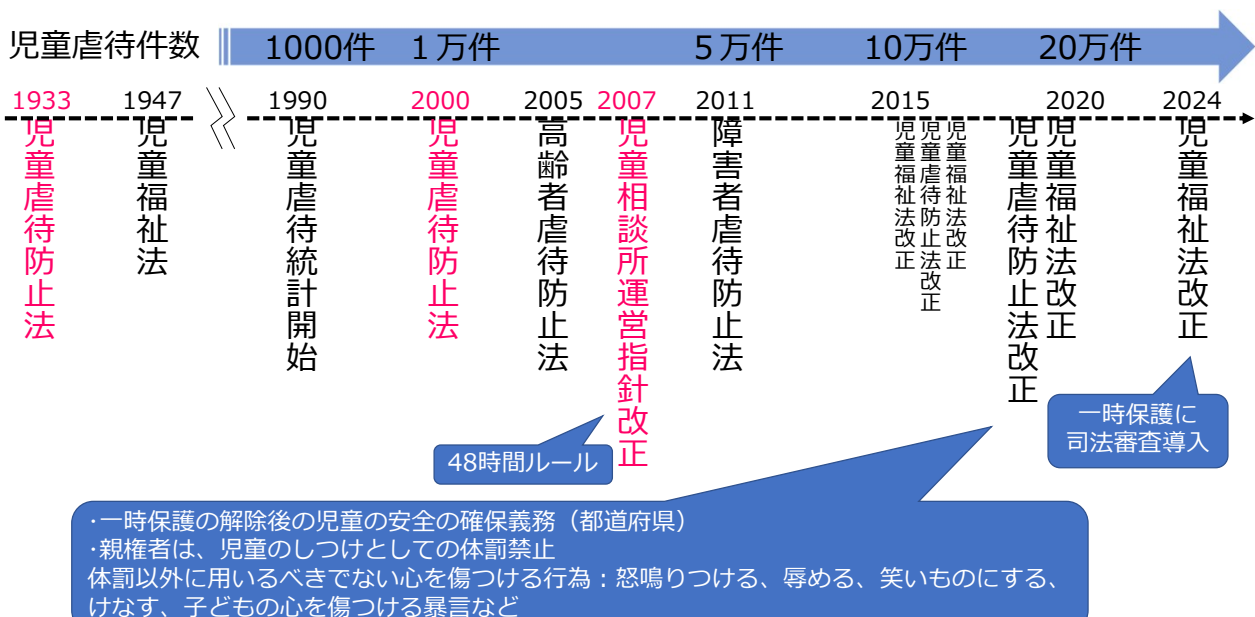
## 2024年度～児童福祉法改正

- ・市区町村に「こども家庭センター」設置の努力義務
- ・虐待を受けた子ども等の一時保護では、裁判所が必要性を判断する司法審査を導入
- ・虐待などに対応する児童福祉司を自治体が任用する際は、十分な知識や技術を求める
- ・児童養護施設等の子どもの自立支援で、年齢制限の撤廃（ケアリーバー対応）
- ・子どもへのわいせつ行為などで登録を取り消された保育士の再登録を厳格化

### ソーシャルワークの中心的役割

	根拠法	所管	機能
こども家庭センター (市町村の努力義務)	児童福祉法	こども家庭庁	全ての妊産婦、子育て世帯、子どもへ一体的に相談支援、サポートプランの作成や 勸奨・措置を使いながら子育て家庭をマネジメント
子育て世代包括支援センター	母子保健法		妊産婦や乳幼児の保護者の相談
子ども家庭総合支援拠点	児童福祉法		虐待や貧困などの問題を抱えた家庭への支援

## 児童虐待への取組



# 令和4年度 福祉行政報告例 by 厚生労働省

図1 児童相談所における相談の種類別対応件数

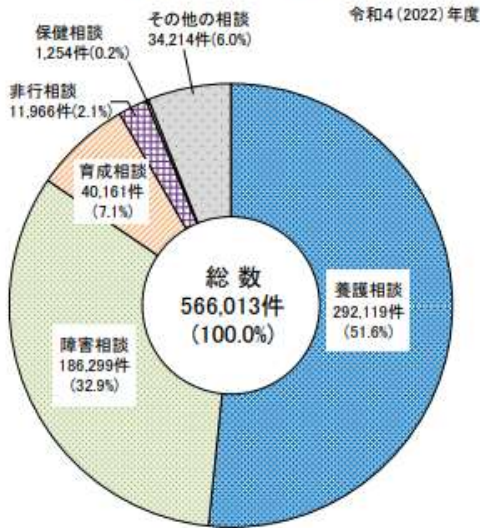
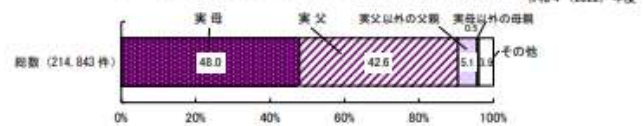


表1 児童虐待の相談種別件数

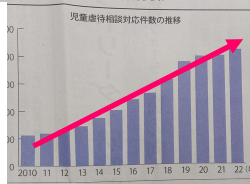
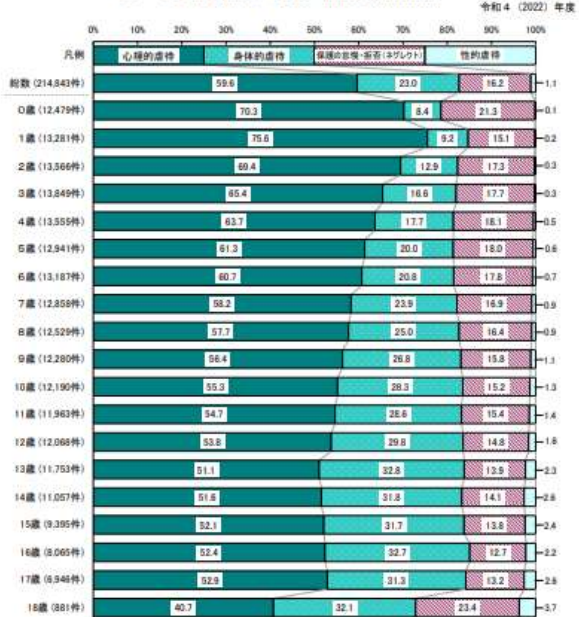
種別	件数
総数	214,843
心理的虐待	128,114
身体的虐待	49,464
保護の怠慢・拒否(ネグレクト)	34,872
性的虐待	2,393

図3 児童虐待相談における主な虐待者別構成割合



# 令和4年度 福祉行政報告例 by 厚生労働省

図2 児童虐待相談の年齢別・相談種別構成割合



発行所 福祉新聞社 〒100-0013 東京都千代田区神田3-3-1 協友会館1階  
電話 (03) 3551-0431 www.fukushishimbun.co.jp

## こども家庭庁

# 児童虐待21万件超え

## 32年連続で過去最多

全国の児童虐待相談件数は、令和4年度(2022年度)に214,843件と過去最多を記録した。これは、令和3年度(2021年度)の209,000件から約2.8%増加した。令和4年度は、令和3年度に比べて、心理的虐待(128,114件)が約6.1%増加し、身体的虐待(49,464件)が約1.1%増加した。保護の怠慢・拒否(ネグレクト)は34,872件で、性的虐待は2,393件であった。

虐待者別構成割合は、実母(48.0%)、実父(42.6%)、実母以外の母親(4.3%)、実父以外の父親(4.3%)、その他(5.1%)であった。

年齢別構成割合は、0歳(12,479件)が約5.8%、1歳(13,281件)が約6.2%、2歳(13,366件)が約6.1%、3歳(13,849件)が約6.3%、4歳(13,559件)が約6.1%、5歳(12,941件)が約5.8%、6歳(13,187件)が約5.9%、7歳(12,856件)が約5.7%、8歳(12,529件)が約5.5%、9歳(12,280件)が約5.3%、10歳(12,190件)が約5.2%、11歳(11,963件)が約5.1%、12歳(12,066件)が約5.2%、13歳(11,753件)が約5.0%、14歳(11,057件)が約4.8%、15歳(9,395件)が約4.5%、16歳(8,065件)が約4.2%、17歳(6,946件)が約3.9%、18歳(881件)が約0.4%であった。

児童虐待相談件数の推移

令和4年度(2022年度)の児童虐待相談件数は、令和3年度(2021年度)の209,000件から約2.8%増加した。令和4年度は、令和3年度に比べて、心理的虐待(128,114件)が約6.1%増加し、身体的虐待(49,464件)が約1.1%増加した。保護の怠慢・拒否(ネグレクト)は34,872件で、性的虐待は2,393件であった。

虐待者別構成割合は、実母(48.0%)、実父(42.6%)、実母以外の母親(4.3%)、実父以外の父親(4.3%)、その他(5.1%)であった。

年齢別構成割合は、0歳(12,479件)が約5.8%、1歳(13,281件)が約6.2%、2歳(13,366件)が約6.1%、3歳(13,849件)が約6.3%、4歳(13,559件)が約6.1%、5歳(12,941件)が約5.8%、6歳(13,187件)が約5.9%、7歳(12,856件)が約5.7%、8歳(12,529件)が約5.5%、9歳(12,280件)が約5.3%、10歳(12,190件)が約5.2%、11歳(11,963件)が約5.1%、12歳(12,066件)が約5.2%、13歳(11,753件)が約5.0%、14歳(11,057件)が約4.8%、15歳(9,395件)が約4.5%、16歳(8,065件)が約4.2%、17歳(6,946件)が約3.9%、18歳(881件)が約0.4%であった。

死亡届出件数表

児童虐待による死亡届出件数は、令和4年度(2022年度)に14件であった。これは、令和3年度(2021年度)の13件から約7.7%増加した。令和4年度は、令和3年度に比べて、心理的虐待(12件)、身体的虐待(2件)であった。

## 子ども虐待による死亡事例等の検証結果等について（第19次報告）

### 2. 死亡事例（74人）の分析

#### （1）心中以外の虐待死（50例50人）各項目において人数割合が多かったものを主に掲載

○ 死亡したこどもの年齢	「0歳」……………24人（48.0%） 0歳のうち「月齢0か月児」…6人（25.0%） 3歳未満…31人（62.0%）	
○ 主な虐待の類型	「身体的虐待」……………21人（42.0%） 「ネグレクト」……………14人（28.0%）	
○ 直接の死因	「頭部外傷」……………11人（有効割合28.9% <sup>※1</sup> ） 「頸部絞扼以外による窒息」……………6人（有効割合15.8%）	
○ 主たる加害者	「実母」……………20人（40.0%） 「実父」…6人（12.0%） 「実母と実父」…3人（6.0%）	
○ 加害の動機	「しつけのつもり」……………2人（4.0%） 「その他」…13人（26.0%）	
○ 妊娠期・産後期における問題（複数回答）	「予期しない妊娠/計画していない妊娠」……………16人（32.0%） 「医療機関から連絡」……………16人（32.0%） 「妊婦健康診査未受診」……………14人（28.0%） 「低体重（2,500g未満）」……………14人（28.0%）	
○ 乳幼児健康診査の受診状況	「3～4か月児健康診査」の未受診者……………5人（有効割合18.5%） 「1歳6か月児健康診査」の未受診者…2人（有効割合13.3%）	
○ 養育者（実母）の心理的・精神的問題等（複数回答）	「育児不安」……………17人（34.7%） 「養育能力の低さ <sup>※2</sup> 」……………17人（34.7%） 「精神障害（医師の診断によるもの）」……………8人（16.3%）	
○ 関係機関の関与	「児童相談所と市区町村（虐待対応担当部署）の両方関与あり」……………11人（22.0%） 「その他の関係機関（保健センター等）を含めた関与あり」……………39人（78.0%） 「児童相談所のみ関与あり」…5人（10.0%） 「市区町村（虐待対応担当部署）のみ関与あり」…8人（16.0%） 0か月児事例6人のうち「関係機関の関与なし」…5人	・ 児童虐待相談件数は一貫して増加 ・ 虐待種別では「心理的虐待」が最多 ・ 相談経路（通告）は「警察」が最多 ・ 虐待死「身体的虐待」「ネグレクト」 ・ 虐待死「0歳0か月」が最多 ・ 虐待死「実母」が最多 ・ 児童相談所の関与は半数に満たない
○ 要保護児童対策地域協議会	「検討対象とされていた事例」……………15人（30.6%）	

### 模擬問題

「令和3年度福祉行政報告例」（厚生労働省）における児童相談所の相談に関する統計の説明のうち、正しいものを1つ選びなさい

- 1 児童相談所が対応した児童虐待相談件数は、30万件を超えている。
- 2 児童相談所が対応した児童虐待相談件数は、30年以上増加し続けている。
- 3 児童相談所が対応した虐待相談を虐待種別で見ると、身体的虐待が最も多い。
- 4 児童相談所が受け付けた虐待相談の相談経路は、学校が最も多い。
- 5 児童相談所が受け付けた相談の内訳で見ると、養護相談に次いで多いのは育成相談である。

**第31回 問題142**

「平成28年度福祉行政報告例」（厚生労働省）における児童相談所の相談に関する統計の説明のうち、正しいものを1つ選びなさい

- 1 児童相談所が対応した児童虐待相談件数は、10万件を超えている。
- 2 児童相談所が対応した虐待相談を虐待種別で見ると、身体的虐待が最も多い。
- 3 児童相談所が対応した相談のうち、児童福祉法に基づく入所措置をとったものは3割程度である。
- 4 児童相談所が受け付けた相談の相談経路は、学校が最も多い。
- 5 児童相談所が受け付けた障害相談の内訳で見ると、肢体不自由相談が最も多い。

**第34回 問題138**

次の記述のうち、2019年度（令和元年度）の児童相談所における児童虐待相談対応件数（「福祉行政報告例」（厚生労働省））について、最も適切なものを1つ選びなさい。

- 1 虐待相談対応件数は、5年前と比べて減少している。
- 2 心理的虐待は、5年前と比べて減少している。
- 3 警察等からの虐待通告は、5年前と比べて増加している。
- 4 相談種別で件数をみると、ネグレクトの割合が最も高い。
- 5 相談の経路（通告者）は、家族・親戚からの割合が最も高い。

**第34回 問題142**

児童相談所の一時保護に関する次の記述のうち、最も適切なものを1つ選びなさい。

- 1 一時保護する場合には親権者の同意が必要である。
- 2 一時保護は児童相談所に設置されている一時保護所に限って行う。
- 3 親権者の意に反して2か月を超える一時保護を実施するためには、児童福祉審議会の承認を得なければならない。
- 4 都道府県知事は、一時保護所の福祉サービス第三者評価を行わなければならない。
- 5 外出、通学、通信、面会に関する制限は、子どもの安全の確保が図られ、かつ一時保護の目的が達成できる範囲で必要最小限とする。

**第33回 問題137**

2019年（令和元年）に改正された児童福祉法及び児童虐待の防止等に関する法律に関する次の記述のうち、最も適切なものを1つ選びなさい。

- 1 児童相談所における介入担当と保護者支援担当は、同一の児童福祉司が担うこととなった。
- 2 児童相談所の業務の質について、毎年、評価を実施することが義務づけられた。
- 3 親権者は、児童のしつけに際して体罰を加えてはならないとされた。
- 4 特別区（東京23区）に、児童相談所を設置することが義務づけられた。
- 5 一時保護の解除後の児童の安全の確保が、市町村に義務づけられた。

## 2024年度～困難女性支援法

■女性をめぐる課題は生活困窮、性暴力・性犯罪被害、家庭関係破綻など複雑化、多様化、複合化。コロナ禍によりこうした課題が顕在化し、「孤独・孤立対策」といった視点も含め、新たな女性支援強化が喫緊の課題。  
 ■こうした中、困難な問題を抱える女性支援の根拠法を「売春をなすおそれのある女子の保護更生」を目的とする売春防止法から脱却させ、先駆的な女性支援を実践する「民間団体との協働」といった視点も取り入れた新たな支援の枠組みを構築。

### 困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（新法）（令和6年4月1日施行）

#### ■目的・基本理念

= 「女性の福祉」「人権の尊重や擁護」「男女平等」といった視点を明確に規定。

※現行の売春防止法では、「売春をなすおそれのある女子に対する補導処分・保護更生」が目的。

#### ■国・地方公共団体の責務

= 困難な問題を抱える女性への支援に必要な施策を講じる責務を明記。

#### ■教育・啓発

#### ■調査研究の推進

#### ■人材の確保

#### ■民間団体援助

#### ■国の「基本方針」

※厚生労働大臣告示で、困難な問題を抱える女性支援のための施策内容等

#### ■都道府県基本計画等

⇒施策の実施内容

#### ■支援調整会議（自治体）

⇒関係機関、民間団体で支援内容を協議する場。連携・協働した支援

女性相談支援センター  
 (旧名：婦人相談所)

女性相談支援員  
 (旧名：婦人相談員)

女性自立支援施設  
 (旧名：婦人保護施設)

#### 民間団体との「協働」による支援

■支援対象者の意向を勘案。訪問、巡回、居場所の提供、インターネットの活用等による支援  
 ⇒官民連携・アウトリーチできめ細やかな支援

■国・自治体による支弁・負担・補助

民間団体に対する補助規定創設

### 売春防止法

#### 第1章 総則

(主な規定)

第1条 目的

第2条 定義

第3条 売春の禁止

#### 第2章 刑事処分

(主な罰則)

第5条 勧誘等

第6条 売渡等

第11条 場所の提供

第12条 売春をさせる罪

#### 第3章 補導処分

(主な規定)

第17条 補導処分

第18条 補導処分の期間

第22条 収容

存続

廃止

#### 第4章 保護更生

(主な規定)

第34条 婦人相談所

第35条 婦人相談員

第36条 婦人保護施設

第38条 都道府県及び市の支弁

第40条 国の負担及び補助

## 売春防止法 → 困難女性支援法

	売春防止法	困難女性支援法
成立	1956年	2022年
施行	1957年	2024年
相談所	婦人相談所（都道府県に必置）	女性相談支援センター（都道府県に必置）
相談員	婦人相談員（都道府県知事が委嘱）	女性相談支援員（都道府県に必置） ※女性相談支援センターを設置する指定都市にも
基本方針		厚生労働大臣（義務）
基本計画		都道府県（義務） 市町村（努力義務）

#### ○女性相談支援センター【第9条】（一現行の「婦人相談所」を名称変更）

⇒①対象女性の立場に立った相談、②一時保護※、③医学的・心理学的な援助、④自立して生活するための関連制度に関する情報提供等、⑤居住して保護を受けることができる施設の利用に関する情報提供等を行う  
 ※支援対象者の抱えている問題及びその背景、心身の状況等を適切に把握した上で、その意向を踏まえ、最速に支援

#### ○女性相談支援員【第11条】（一現行の「婦人相談員」を名称変更）

⇒困難な問題を抱える女性の発見に努め、その立場に立つて相談に応じ、専門的技術に基づいて必要な援助を行う  
 ※必要な能力・専門的な知識経験を有する人材（婦人相談員を委嘱されていた者等）の登用に特に配慮

#### ○女性自立支援施設【第12条】（一現行の「婦人保護施設」を名称変更）

⇒困難な問題を抱える女性の意向を踏まえながら、入所・保護、医学的・心理学的な援助、自立の促進のための生活支援を行い、あわせて退所した者についての相談等を行う（同伴児童の学習・生活も支援）

#### ○民間団体との協働による支援【第13条】（都道府県、市町村）

⇒民間団体と協働して、その自主性を尊重しつつ、支援対象者の意向に留意しながら、訪問、巡回、居場所の提供、インターネットの活用、関係機関への同行等の方法により、発見、相談等の支援

**模擬問題**

福祉計画の策定に際して、「相互の計画を一体のものとして作成することができる」とされている計画を2つ選びなさい。

- 1 市町村地域福祉計画と市町村老人福祉計画
- 2 都道府県障害福祉計画と都道府県障害児福祉計画
- 3 市町村こども計画と市町村子ども・若者計画
- 4 都道府県介護保険事業支援計画と都道府県老人福祉計画
- 5 市町村健康増進計画と市町村医療計画

**模擬問題**

福祉計画等の策定に関する次の記述のうち、5年ごとに策定されなければならない計画を1つ選びなさい。

- 1 市町村こども計画
- 2 市町村子ども・子育て支援事業計画
- 3 市町村子ども・若者計画
- 4 市町村障害児福祉計画
- 5 市町村次世代育成支援のための行動計画

## 2022.4.1 成人年齢引下げ

民法改正「成年年齢の引下げ」by 法務省

### 法律の要点

#### 1 成年年齢の引下げ (民法第4条)

- ①一人で有効な契約をすることができる年齢 → いずれも20歳から18歳に引き下げ  
 ②親権に服することなくなる年齢 → 「成年」と規定する他の法律も18歳に変更

#### 2 女性の婚姻開始年齢の引上げ (民法第731条)

- (現行法) 男性18歳 女性16歳 → 女性の婚姻開始年齢を18歳に引き上げ  
 婚姻開始年齢は男女とも18歳に統一

#### 3 施行までの周知期間

- 若者のみならず、親権者等の国民全体に影響  
 消費者被害の防止等の観点から、周知徹底が必要 → 2022年4月1日から施行

#### 成年年齢を18歳とする国 (OECD加盟国)

アイスランド、アイルランド、アメリカ合衆国、イギリス、イスラエル、イタリア、エストニア、オーストラリア、オーストリア、オランダ、カナダ、ギリシャ、スイス、スウェーデン、スペイン、スロバキア、スロベニア、チェコ、チリ、デンマーク、ドイツ、トルコ、ノルウェー、ハンガリー、フィンランド、フランス、ベルギー、ポーランド、ポルトガル、メキシコ、ラトビア、ルクセンブルク

#### 成年年齢を18歳以外とする国 (OECD加盟国)

19歳：韓国  
 20歳：日本、ニュージーランド

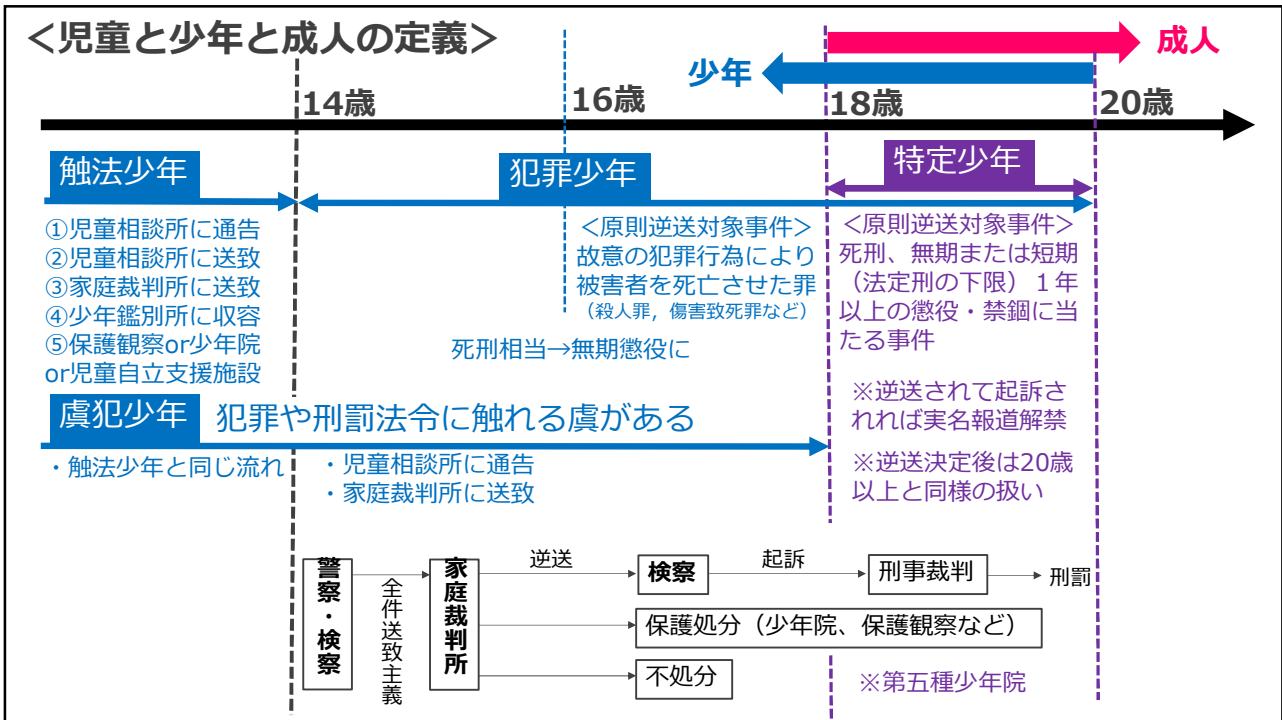
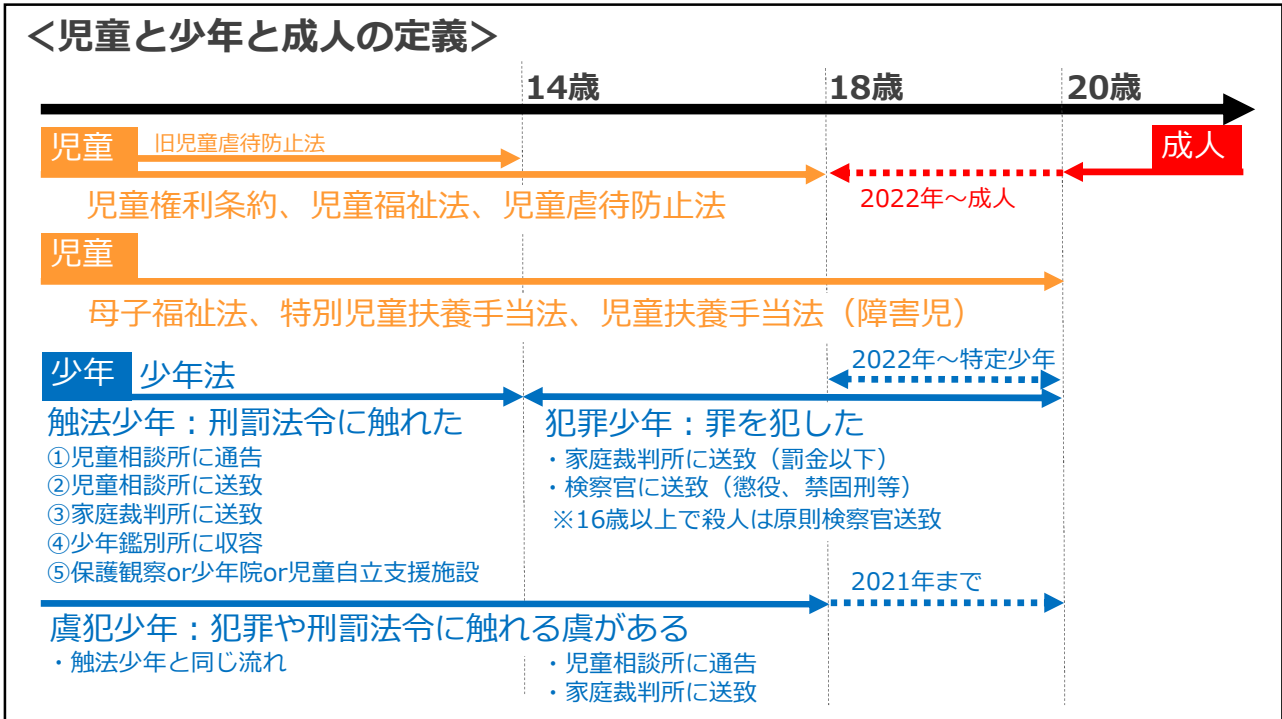
### 成年年齢の引下げに伴う年齢要件の変更について

18歳に変わるもの	20歳が維持されるもの
<b>改正されたもの</b> (改正前は「二十歳」などと規定) <ul style="list-style-type: none"> <li>登録水先人養成施設等の講師 (水先法)</li> <li>帰化の要件 (国籍法)</li> <li><b>社会福祉主事資格 (社会福祉法)</b></li> <li>登録海技免許講習実施機関等の講師 (船舶職員及び小型船舶操縦者法)</li> <li>登録電子通信移行講習実施機関の講師 (船舶安全法及び船舶職員法の一部を改正する法律)</li> <li>10年用一般旅券の取得 (旅券法)</li> <li><b>性別の取扱いの変更の審判 (性同一性障害者の取扱いの特例に関する法律)</b></li> <li><b>入権擁護委員・民生委員資格 (公職選挙法等の一部を改正する法律 (平成27年法律第43号))</b></li> </ul>	<b>改正されたもの</b> (改正前は「未成年」などと規定) <ul style="list-style-type: none"> <li>養子をとることができる年齢 (民法)</li> <li>喫煙年齢 (未成年者喫煙禁止法：題名を改正)</li> <li>飲酒年齢 (未成年者飲酒禁止法：題名を改正)</li> <li>小児慢性特定疾病医療費の支給に係る患児の年齢等 (児童福祉法)</li> <li>勝馬投票券の購入年齢 (競馬法)</li> <li>勝車投票券の購入年齢 (自転車競技法)</li> <li>勝車投票券の購入年齢 (小型自動車競走法)</li> <li>勝舟投票券の購入年齢 (モーターボート競走法)</li> <li>アルコール健康障害の定義 (アルコール健康障害対策基本法)</li> </ul>
<b>改正が不要なもの</b> (「未成年者」などと規定) <ul style="list-style-type: none"> <li>分籍 (戸籍法)</li> <li>公認会計士資格 (公認会計士法)</li> <li>医師免許 (医師法)</li> <li>歯科医師免許 (歯科医師法)</li> <li>獣医師免許 (獣医師法)</li> <li>司法書士資格 (土地家屋調査士資格 (土地家屋調査士法))</li> <li>行政書士資格 (行政書士法)</li> <li>薬剤師免許 (薬剤師法)</li> <li>行社会保険労務士資格 (社会保険労務士法) 等約 130 法律</li> </ul>	<b>改正が不要なもの</b> (「二十歳」などと規定) <ul style="list-style-type: none"> <li><b>児童自立生活援助事業の対象となる者の年齢 (児童福祉法)</b></li> <li>船長及び機関長の年齢 (船舶職員及び小型船舶操縦者法)</li> <li>猟銃の所持の許可 (銃砲刀剣類所持等取締法)</li> <li>国民年金の被保険者資格 (国民年金法)</li> <li>大型、中型免許等 (道路交通法)</li> <li><b>特別児童扶養手当の支給対象となる者の年齢 (特別児童扶養手当等の支給に関する法律)</b></li> <li>指定暴力団等への加入強要が禁止される者の年齢 (暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律) 等約 20 法律</li> </ul>

### 模擬問題

2022年の民法改正（成年年齢の引き下げ）に伴い変更になった内容について、適切なものを1つ選びなさい。

- 18歳から喫煙が可能になった。
- 18歳から飲酒が可能になった。
- 18歳から社会福祉主事になれるようになった。
- 18歳以上は児童自立生活援助事業の対象でなくなった。
- 18歳から国民年金に加入するようになった。



**模擬問題**

少年法に関する次の記述のうち、正しいものを2つ選べ。

- 1 少年とは、20歳未満の者をいう。
- 2 罪を犯した14歳未満の少年は、家庭裁判所に送致されることはない。
- 3 18歳以上の少年を特定少年と呼び、虞犯少年も含まれる。
- 4 特定少年が家庭裁判所に送致されれば、実名報道が可能となる。
- 5 特定少年が起訴された場合、刑事裁判では成人と同様に扱われる。

**第27回 問題137**

次の各法令などが対象とする「児童」として、正しいものを1つ選びなさい。

- 1 児童扶養手当法では、「児童」を16歳未満の者と定めている。
- 2 母子及び寡婦福祉法（現在の母子及び父子並びに寡婦福祉法）では、「児童」を18歳未満の者と定めている。
- 3 児童手当法では、「児童」を16歳未満の者と定めている。
- 4 児童の権利に関する条約では、「児童」を16歳未満の者と定めている。
- 5 児童虐待の防止等に関する法律では、「児童」を18歳未満の者と定めている。

**第29回 問題150**

非行少年の取扱いに関する次の記述のうち、正しいものを1つ選びなさい。

- 1 触法少年に対して、家庭裁判所は少年院送致の保護処分をすることができる。
- 2 触法少年に対して、検察官は起訴猶予処分を行うことができる。
- 3 犯罪少年に対して、警察は児童相談所に送致することができる。
- 4 少年院在院者に対して、少年院長は仮退院の許可決定を行うことができる。
- 5 虞犯少年に対して、児童相談所長は検察官に送致することができる。

**第30回 問題149**

触法少年に対する関係機関の対応に関する次の記述のうち、適切なものを1つ選びなさい。

- 1 警察は、触法少年を検察官に送致することができる。
- 2 警察は、触法少年を地方裁判所に送致することができる。
- 3 児童相談所長は、触法少年を児童自立支援施設に入所させることができる。
- 4 児童相談所長は、触法少年を検察官に送致することができる。
- 5 家庭裁判所は、触法少年を検察官に送致することができる。

**公認心理師 第2回 問55**

虞犯について、正しいものを2つ選べ。

- ① 虞犯少年とは14歳以上の者をいう。
- ② 虞犯少年は少年院送致の処分を受けることがある。
- ③ 虞犯という概念は少年に限らず、成人にも適用される。
- ④ 虞犯少年とは、将来罪を犯すおそれのある少年のことをいう。
- ⑤ 虞犯少年は児童相談所における措置は受けるが、家庭裁判所には送致されない。

**公認心理師 第1回 問99**

少年事件の処理手続として、正しいものを1つ選べ。

- ① 14歳未満の触法少年であっても重大事件である場合は検察官送致となることがある。
- ② 14歳以上で16歳未満の犯罪少年は検察官送致とならない。
- ③ 16歳以上で故意に人を死亡させた事件の場合は、原則的に検察官送致となる。
- ④ 18歳未満の犯罪少年であっても重大事件を犯せば死刑になることがある。
- ⑤ 事案が軽微で少年法の適用が望ましい事件の場合は、20歳を超えても家庭裁判所で不処分を決定することができる。

## 成年年齢引下げのまとめ

法律	内容	変更前	変更後
民法	成年年齢	20歳以上	18歳以上
社会福祉法	社会福祉主事になれる年齢	20歳以上	18歳以上
公職選挙法?	民生委員になれる年齢	20歳以上	18歳以上
性同一性障害特例法	性別変更できる年齢	20歳以上	18歳以上
特別児童扶養手当法	特別児童扶養手当を支給される年齢	20歳未満	20歳未満
児童福祉法	児童自立生活援助事業の対象年齢	20歳未満	20歳未満
国民年金法	国民年金の被保険者資格	20歳以上	20歳以上

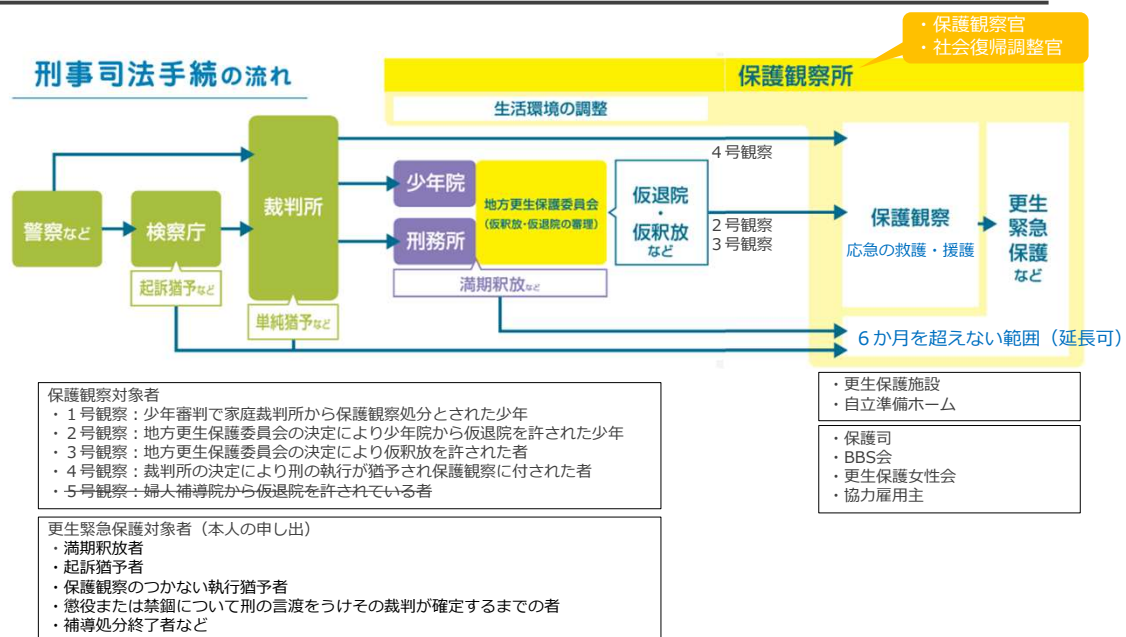
### 少年法

少年	20歳未満
特定少年	18歳以上～20歳未満
虞犯少年	18歳未満
犯罪少年	14歳以上～20歳未満
触法少年	14歳未満

特定少年はぜったい出るニヤ。



## 更生保護制度



**第29回 問題148**

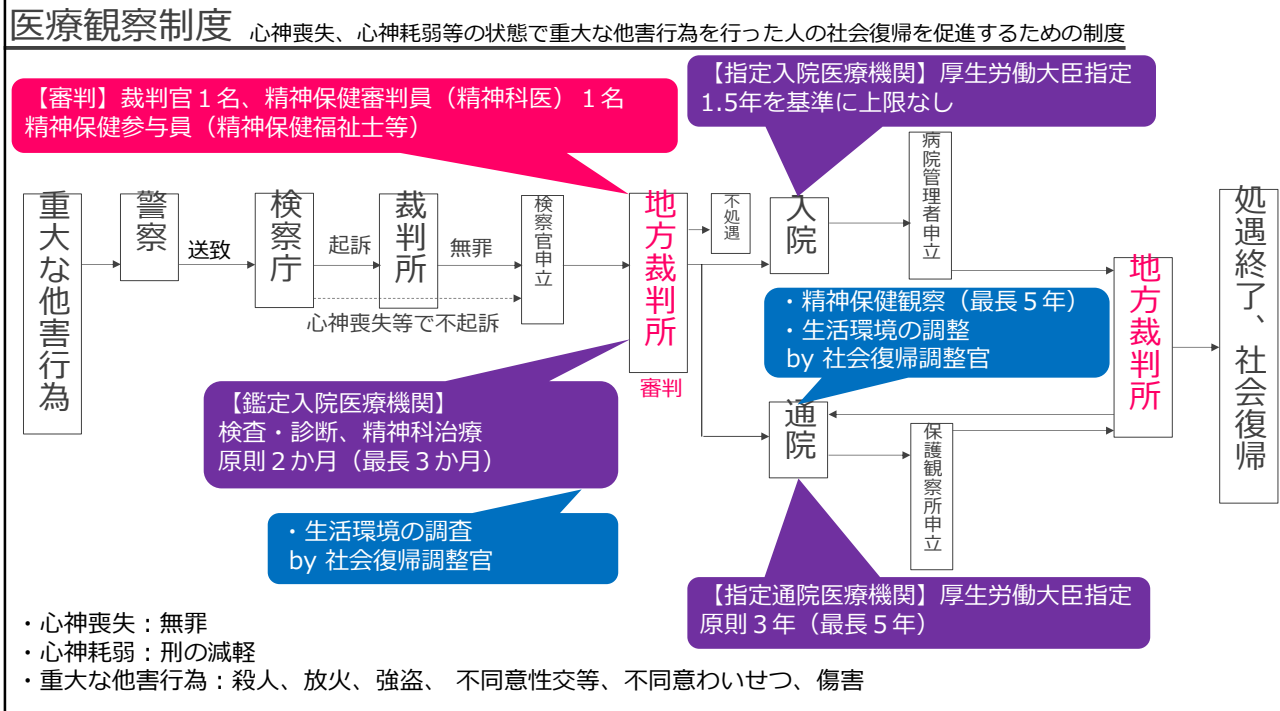
更生緊急保護の対象者に関する次の記述のうち、正しいものを1つ選びなさい。

- 1 起訴猶予を受けた者は、更生緊急保護を受けることができない。
- 2 罰金刑の言渡しを受けた者は、更生緊急保護を受けることができない。
- 3 懲役・禁錮の刑につき執行猶予の言渡しを受けた者は、更生緊急保護を受けることができない。
- 4 懲役・禁錮の刑につき仮釈放中の者は、更生緊急保護を受けることができない。
- 5 懲役・禁錮の刑の執行を終わった者は、更生緊急保護を受けることができない。

**第31回 問題147**

保護観察制度に関する次の記述のうち、正しいものを1つ選びなさい。

- 1 保護観察では、施設収容を伴う処遇は行われない。
- 2 仮釈放を許された者には、保護観察が付される。
- 3 刑の一部の執行猶予を言い渡された者には、保護観察が付されることはない。
- 4 保護観察所は、都道府県によって設置される。
- 5 保護観察は、少年を対象としない。



### 精神保健福祉士 第21回 問題68

次のうち、「医療観察法」に規定された重大な他害行為として、正しいものを2つ選びなさい。

- 1 危険運転致死傷
- 2 強盗
- 3 強制性交等
- 4 略取・誘拐
- 5 恐喝

「医療観察法」とは、「心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療医療及び観察等に関する法律」のことである。

## 第32回 問題62

医療観察制度に関する次の記述のうち、最も適切なものを1つ選びなさい。

- 1 対象者は、起訴された者に限られており、起訴されていない者は含まれない。
- 2 保護観察所には、対象者の社会復帰を支援する、精神保健福祉士等の専門家である社会復帰調整官が配置されている。
- 3 「医療観察法」の目的は、精神障害者の医療及び保護を行い、その自立と社会経済活動への参加の促進のために必要な援助を行い、精神障害者の福祉の増進及び国民の精神保健の向上を図ることである。
- 4 入院による医療の決定を受けた者に対しては、指定入院医療機関で、専門的な医療の提供が行われるとともに、保健所による退院後の生活環境の調整が実施される。
- 5 通院による医療の決定を受けた者及び退院を許可された者は、処遇の実施計画に基づいて、期間の定めなく、地域の指定医療機関による医療を受ける。

(注) 「医療観察法」とは、「心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律」のことである。

＜年数でまとめる福祉＞				
	給付	計画	任期	その他
毎年	生活保護基準の改定			一般病床、療養病床を有する病院や診療所は毎年10月に都道府県知事に報告
2年	診療報酬の改定 中医協に諮問して厚生労働大臣が決定		保護司の任期 法務大臣の委嘱	ケアマネの記録保存
3年	介護報酬の改定 社会保障審議会に諮問して厚生労働大臣が決定  障害福祉サービス等報酬の改定	介護保険事業計画 障害福祉計画 (老人福祉計画)	民生委員の任期 厚生労働大臣の委嘱  一体のものとして策定しなければならない	第三者評価受診義務（乳児院、児童養護施設、児童自立支援施設、児童心理治療施設、母子生活支援施設）
4年				
5年	生活扶助基準の検証	子ども・子育て支援事業計画		指定取消から再指定可能となるまで 介護保険事業者
6年		医療計画 医療費適正化計画	3年で中間見直し	指定更新 介護保険事業者

**第27回 問題148**

保護観察官と保護司に関する次の記述のうち、適切なものを1つ選びなさい。

- 1 保護司には、一定の刑に処せられた者のほか、成年被後見人又は被保佐人はなれないなどの欠格条項が定められている。
- 2 保護観察官同様に保護司にも、国家公務員法が全面的に適用される。
- 3 保護司の任期は2年であり、対象者との関係が適正に保たれるように、原則として再任はされない。
- 4 対象者の福祉的支援を含む補導援護については保護司が担い、遵守事項を守らせるための指導監督は保護観察官が担っている。
- 5 更生保護活動への社会的関心の高まりに伴い、ここ数年、全国の保護司定数は毎年増員されている。

**第31回 問題73**

診療報酬に関する次の記述のうち、最も適切なものを1つ選びなさい。

- 1 診療報酬の点数は、通常2年に一度改定される。

**第31回 問題64**

現在の生活保護の基準に関する次の記述のうち、最も適切なものを1つ選びなさい。

- 1 生活保護の基準は、3年に1回改定される。

**第30回 問題34**

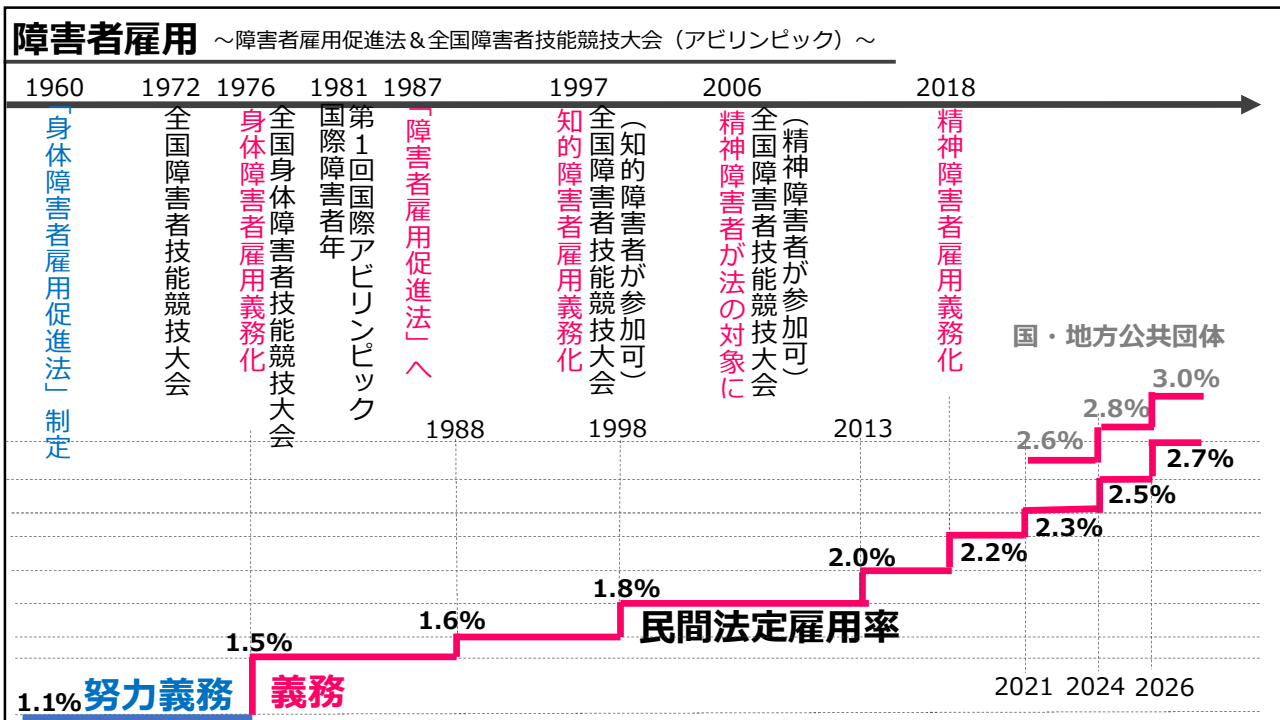
民生委員・児童委員に関する次の記述のうち、正しいものを1つ選びなさい。

- 1 民生委員の任期は5年である。

**第30回 問題132**

介護保険法における指定居宅サービス事業者（地域密着型サービスを除く）の指定に関する次の記述のうち、正しいものを1つ選びなさい。

- 2 事業者は、市町村長から3年ごとに指定の更新を受けなければならない。



## アビリンピック（全国障害者技能競技大会）

1960年：障害者法定雇用率が企業への努力義務

1972年：全国障害者技能競技大会  
By 雇用促進事業団中央技能開発センター

1976年：身体障害者雇用促進法（現障害者雇用促進法）改正  
→身体障害者の雇用義務化  
「全国身体障害者技能競技大会」

1981年：国際障害者年  
第1回国際アビリンピック@東京、概ね4年ごとに開催

1987年：身体障害者雇用促進法が障害者雇用促進法

1997年：障害者雇用促進法改正→知的障害者が法定雇用率の算定対象  
「全国障害者技能競技大会」知的障害者が参加可

2006年：障害者雇用促進法改正→精神障害者が法定雇用率の算定対象  
「全国障害者技能競技大会」精神障害者が参加可

2018年：障害者雇用促進法改正→精神障害者の雇用義務化

### 【競技種目】

- ・洋裁
- ・家具
- ・DTP
- ・機械CAD
- ・建築CAD
- ・電子機器組立
- ・義肢
- ・歯科技工
- ・ワードプロセッサ
- ・データベース（知的障害者）
- ・ホームページ
- ・フラワーアレンジメント
- ・コンピュータプログラミング
- ・ビルクリーニング
- ・製品パッキング
- ・喫茶サービス
- ・オフィスアシスタント
- ・表計算
- ・パソコン操作（視覚障害者）
- ・パソコンデータ入力（知的障害者）
- ・縫製
- ・木工（知的障害者）

**第32回 問題144**

100人はセーフってこと



障害者雇用率制度に関する次の記述のうち、最も適切なものを1つ選びなさい。

- 1 民間企業の法定雇用率は、2018年度（平成30年度）から 3.0 %になっている。
- 2 障害者雇用納付金制度は、対象障害者の雇用に伴う経済的負担の調整並びにその雇用の促進及び継続を図ることを目的としている。
- 3 週所定労働時間が20時間以上30時間未満の障害者は、雇用率算定の対象にはならない。
- 4 法定雇用率未達成の企業は、企業規模にかかわらず障害者雇用納付金が徴収される。
- 5 厚生労働大臣は、法定雇用率が未達成の場合、原則として企業名を公表しなければならない。

**第35回 問題145**

「障害者雇用促進法」が定める雇用義務に関する次の記述のうち、正しいものを1つ選びなさい。

- 1 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている精神障害者は、雇用義務の対象となる。
- 2 雇用率のカウントに際し、重度の知的障害者を1人雇用したときは、重度以外の知的障害者を3人雇用したものと扱われる。
- 3 民間企業の法定雇用率は、国・地方公共団体の法定雇用率より高く設定されている。
- 4 厚生労働大臣は、法定雇用率未達成の民間事業主の企業名を公表しなければならない。
- 5 地方公共団体は、法定雇用率未達成の場合に、不足する障害者数に応じて納付金を納付しなければならない。

(注) 「障害者雇用促進法」とは、「障害者の雇用の促進等に関する法律」のことである。